

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第三部 労働政策

VII ILO

1 総会と主要な会議

1 第六八回国際労働総会

総会の概要

第六八回国際労働総会は、八二年六月二日から二三日までジュネーブのパレナシオンにおいてひらかれ、一五〇の加盟国中、日本をはじめ一三八カ国から政労使三者の代表・顧問約一八〇〇人が出席した。日本からはビジティング・ミニスターとしての初村労相ほか四一人の三者構成代表団が出席した。総会の議題はつぎの八つであった。(1)理事会と事務局長の報告、(2)事業計画・予算案その他の財政問題、(3)条約・勧告の適用に関する情報と報告、(4)移民労働者の社会保障権保全、(5)使用者の発意による雇用の終了、(6)職業リハビリテーション、(7)農園条約・勧告の改正、(8)南アのアパルトヘイト。

総会では日本の田中良一労働者代表(同盟書記長・ILO理事)が日本人初の副議長に選出された。また六月二日にはミッテラン仏大統領、一五日にはローマ法王パウロ二世が特別講演をおこなった。総会は前記の八議題を審議した結果、移民の社会保障権保全に関する条約、雇用終了に関する条約と勧告、農園条約改正の議定書を採択したほか、職業リハビリテーションに関する一次討議をおこない、南アのアパルトヘイトをめぐる諸問題も審議した。しかし、ポーランドなどの条約違反を問題とした条約勧告適用委員会の報告は、本会議で賛否の投票が定足数に達せず、不採択となった。また議題外決議を審議した委員会では、イスラエルとアラブの問題をめぐる議論が紛糾して審議未了に終わり、一つの決議も採択されないという異常な事態となった。

ミッテラン仏大統領は総会初日の二日に特別講演をおこない、つい目と鼻の先にあるフランスの元首がここに招かれるのに六三年もかかったが、ILOとの関係は深いとして、アルベール・トーマ初代事務局長、レオン・ジュオール、ポール・ラマディエら数人の名をあげ、フランスのILOへの貢献に言及した。大統領はさらに、事務局長報告のテーマである若年者問題や南北問題にふれ、国際連帯と社会正義の必要性を強調し、一九二四年のアルベール・トーマ初代事務局長の名言「民主主義が平和のため不可欠の条件ならば、社会正義は民主主義にとって不可欠のものである」を引用して結びとした。

ローマ法王は一五日に演説し、前年の総会に出席を予定していたところ狙撃事件でそれが果たせなかった事情にふれたのち、労働の人間化、失業とくに若年者失業、社会正義のための連帯などに言及し、結社の自由については八七号条約の原則がおびやかされていると間接的にポーランド問題にふれた。

若年者問題をとりあげた事務局長報告をめぐる一般討議(いわゆる代表演説)には多くの代表・顧

問が参加した。初村労相は六月七日に代表演説をおこない、世界経済の再活性化のためILOは技術革新と労働面で国際協力をすすめるべきだと指摘し、インフォメーション・センターとしてのILOの役割強化も必要だとするとともに、日本としてのILO活動への積極的な貢献の姿勢を明らかにした。吉野衛使用者代表(日経連常任理事・ILO理事)は一〇日に演説し、日本企業の雇用慣行の特色をとりあげて失業問題へのとりくみを述べ、PIACT(国際労働条件・労働環境改善計画)との関連で日本の安全対策の五〇年の歴史に言及したのち、基準設定活動については基準の普遍性と弾力性との関連をILOが考慮するよう求めた。

ブランチャール事務局長は二二日の本会議で回答演説をおこない、総会が労働組合権の問題で紛糾したことを遺憾とし、ILOは裁きの場ではなくカウンセラーなのだと注意を喚起した。また若年者問題については、彼らが教育、訓練、雇用、所得の最低保障を期待できるように努力し、一九八五年の国際若年者年までにそれが達成されるよう求めた。

社会保障権保全条約

社会保障権保全のための国際制度の創設に関する条約(一五七号)が採択された。この条約は欧米を中心に増加しつつある移民労働者とその家族の社会保障権の保全を目的とするもので、批准国は二国間または多国間の協定によって条約の規定を実施することになる。適用される社会保障部門は、医療、疾病、出産、廃疾、老齢、遺族、労災、失業、家族の九部とされる。この条約によって、労働者は居住地の如何をとわず社会保障の権利を保全することができるようになる。

条約は、一般規定、適用法令、取得途中の権利保全、既得権の保全と外国での給付支給、管理上の援助と被保護者への援助、雑則、経過規定と最終規定、の七部二八条にわけて規定している。この条約は賛成四〇四、反対〇、棄権二九で採択され、日本は政労使三者とも賛成した。

雇用終了条約と勧告

不当解雇から労働者を保護することを目的した使用者の発意による雇用の終了に関する条約(一五八号)とそれを補足する同名の勧告(一六六号)が採択された。条約は賛成三五六、反対九、棄権五四、勧告は賛成三七五、反対〇、棄権一六で採択され、日本は条約、勧告の双方につき三者とも賛成した。

条約は、実施方法、適用範囲、定義、一般的適用の基準(終了の妥当性、終了の手続き、提訴手続き、予告期間、解雇手当、経済的・技術的・構造的理由の雇用終了(労働者代表との協議、当局への通報)、最終規定にわけ二二条にわたり規定している。条約によると、労働者の能力や行為に関連する妥当な理由、企業運営上の妥当な理由がなければ解雇することができない。不当解雇されたと考える労働者は、公平な第三者に提訴することができる。不当解雇の举证責任は労働者だけに負わされるのではなく、使用者または、当事者の提出した証拠につき結論をだすよう権限を与えられた機関のいずれか、もしくは両者に負わされることになる。

条約はとくにつぎのものは妥当な理由とならないと定めている。組合員たること、組合活動参加、人種、皮膚の色、性、婚姻関係、家族責任、妊娠、宗教、政治的見解、社会的出身、出産休暇中の休業。

条約を補足する勧告は、条約に定める原則を再言するほかさらに詳細に規定し、技術革新などによる人員整理の際の配慮事項として、新規採用の制限、一定期間にわたる自然減耗、部内配転、訓練と再訓練、早期退職、時間外労働規制、労働時間短縮などをあげている。新しい勧告は一九六

三年の雇用終了勧告一一九号にとって代わるものとなる。

農園条約改正

一九五八年の農園条約一一〇号の第一条適用範囲を改正して、適用除外の範囲を広げるための議定書が採択された。この改正によって適用除外が可能となったものは、面積が五ha、労働者が五人をこえないものである。

アパルトヘイト

南アのアパルトヘイトに関する一九八一年総会の宣言の実施確保を目的とする報告が採択され、加盟国の政労使三者は、アパルトヘイト反対運動のためとった措置をILOに報告するよう求められた。またILOその他の国際機関や地域機関は、OAU(アフリカ統一機構)の認める解放運動、黒人労働者、南アの黒人労働組合にたいする援助を強化することを要請される。

条勧委報告

ポーランドなど数カ国における八七号条約の適用状況が総会の条約勧告適用委員会で問題となり、東西間の論議となった。委員会では全会一致で報告がまとまったものの、本会議では東欧圏とアラブ、アフリカ、中南米が棄権に回り、最終投票の結果、賛成二三〇、反対三一、棄権一七三となり、賛否の合計が定足数(二四一)に八票不足し、きわどいところで報告不採択となった。

議題外決議

事前に提出されていた議題外決議案は一八あったが、類似のものは整理されて一一となり、委員会ではつぎの五つを優先審議することになった。(1)結社の自由、(2)パレスチナ人民との連帯日、(3)ILO総会への参加助成、(4)アフリカ難民への援助、(5)国際若年者年への協力。しかし第一順位の結社の自由の決議案をめぐる東西間の議論が紛糾し、結局は時間切れで審議未了となり、議題外決議はまったく採択されないことになった。

総会中の新加盟国

総会の期間中、サントメ＝プリンシペ、ドミニカ、サンマリノの三カ国が加盟したことによりILO加盟国総数は一五〇カ国となった。サントメ＝プリンシペは西アフリカのギニア湾にある島国で旧ポルトガル領、ドミニカはカリブ海の島国で旧英領、サンマリノは中部イタリアにある共和国。前二者は国連加盟国だったため、ILO憲章の義務の受諾によつてILO加盟国となったが、サンマリノは国連加盟国ではなかったため総会の三分の二の多数決で加盟が承認された。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
